

天神川水系土砂管理連絡協議会 規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は天神川水系土砂管理連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 天神川河道が持つ土砂供給能力を最大限に引き出し、天神川流域からの土砂供給の人為的な減少分の回復に努めるため、河川、砂防等の各管理者や事業者等（以下「関係機関」という。）が連携しながら検討及び調整を行い、土砂管理計画と連携方針を策定することを目的とする。

なお、協議会の検討結果は総合土砂管理計画策定のための協議会へ引き継ぐものとする。

（協議会の実施事項）

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を実施する。

- （1）水系の土砂動態の実態
- （2）基本理念の検討
- （3）土砂管理目標の検討
- （4）天神川水系の健全な土砂環境を目指した具体的な方策の検討
- （5）関係機関の連絡調整及び事業調整に関する事項
- （6）その他土砂管理に関し必要な事項

（協議会）

第 4 条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。

- 2 協議会は、第 1 項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。
- 3 任期は 2 年間とする。

（会議の公開）

第 5 条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

（協議会資料等の公表）

第 6 条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（運営）

第 7 条 協議会は、委員から要請があった場合に開催する。

（事務局）

第 8 条 協議会の事務を処理するため、国土交通省倉吉河川国道事務所に事務局を置く。

（雑則）

第 9 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については必要に応じて協議会の承認を得て、定めるものとする。

附則

本規約は、令和 5 年 1 月 19 日から施行する。

別表

天神川水系土砂管理連絡協議会 委員名簿（案）

委 員
倉吉市 建設課
倉吉市 地域整備課
三朝町 建設水道課
湯梨浜町 建設水道課
北栄町 地域整備課
鳥取県県土整備部 河川課
鳥取県県土整備部 治山砂防課
鳥取県中部総合事務所 県土整備局

五十音順 敬称略